

◆ 復興に向けて 女性・生活者の視点を取り入れた復興の取組へ

東日本大震災復興基本法(抜粋) (平成23年6月24日施行)

(基本理念)

被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。

復興への提言～悲惨のなかの希望～(抜粋) (平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)

これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない。

東日本大震災からの復興の基本方針(抜粋)(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)

1 基本的考え方 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。

5 復興施策

(1) 災害に強い地域づくり

- ・高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したまちづくりを進める。

(2) 地域における暮らしの再生

- ・女性の悩み相談を実施する。
- ・若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。
- ・女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

(3) 地域経済活動の再生(農業)

- ・農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

◆ 防災基本計画の修正

中央防災会議において、東日本大震災を踏まえ、地震・津波対策の抜本的強化や最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しを反映し、防災基本計画が修正されました。その中で、避難場所における女性や子育て家庭のニーズへの配慮や応急仮設住宅における心のケア等が、より具体的に盛り込まれました。

平成24年3月修正抜粋

○防災をめぐる社会構造の変化と対応

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

○防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

○避難場所の運営管理

避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

○応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

平成24年9月修正抜粋

■災害応急対策

○物資の調達、供給活動

被災者の生活の維持のため必要な食料・・(略)。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

■災害復旧・復興

○地域の復旧・復興の基本方向の決定

被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。

○計画的復興の進め方

・防災まちづくり

地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する・・(略)。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

◆ 防災対策推進検討会議最終報告（平成24年7月）抜粋

中央防災会議「防災対策推進検討会議」において、災害対策のあらゆる分野で「減災」の考え方を徹底することを防災政策の基本政策とする最終報告をまとめました。報告の中では、避難所などにおける生活支援や住まいの確保など、被災者に対するきめ細かな支援策についても今後取り組むべき重点項目として掲げています。

第3章 今後重点に取り組むべき事項 ～防災政策の基本原則を踏まえて～

第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組

(2) 被災者の避難所生活や生活再建に対するきめ細やかな支援

② 避難所等における生活

・避難所の運営に当たっては、女性が責任者に加わり、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児や子どもいる家庭等への配慮、男女共同参画の視点を重視すべきである。あわせて、被災者のニーズの変化に対応できるよう相談スペースを設けることなどが必要である。

③ 被災地への物資の円滑な供給

・物資の備蓄、確保・輸送に際しては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児や子育て家庭、食事制限のある方等のニーズ、男女のニーズの違いに配慮すべきである。

⑩ 男女共同参画の視点

・男女共同参画の視点から東日本大震災における被災者支援、応急対策、復旧・復興、予防等の各段階における課題を踏まえ、震災時における男女共同参画の視点から必要な対策・対応を取りまとめ、周知すべきである。

- ・高齢者、障がい者、乳幼児などのニーズを踏まえた被災者支援には、日頃、介護や子育てを担うことが多い女性の視点を重視することが必要であり、国や地方公共団体の防災部局の担当職員についても、その男女比率を庁内全体の職員の男女比率に近づけるなど、国や地方公共団体の防災に係る意思決定の場における男女共同参画の推進を図るとともに、避難所や応急仮設住宅等の意思決定の場においても男女共同参画の推進を図るべきである。

⑪被災者を支える基盤づくり

- ・地方公共団体において、平時に被災者支援の仕組を担当する部局が必ずしも明らかでない場合が多いことから、これを明確化し、仕組の整備等を着実に進めるようにすべきである。その際には、女性や若者も含めた住民による避難所の運営主体も予め組織しておくことも検討すべきである。また、被災者情報を一元的に管理するシステム等の活用を、平常時から検討しておくべきである。

第3節 災害を予防するための多面的な取組

(1) 防災の基本理念の明確化と多様な主体の協働

②「自助・共助」と多様な主体の協働

- ・「共助」と「公助」の両方の側面を持つ消防団、水防団を地域の総合的な防災体制の要として再評価し、装備・処遇の改善、教育訓練の充実や消防団・水防団に対する事業所の理解促進及び女性や若者等に力点を置いた活動環境の整備等を進める必要がある。

第5節 国の総力を挙げた取組体制の確立

- ・地方防災会議の委員として、充て職になっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を指名できる旨の災害対策基本法の改正を踏まえ、地域防災計画に多様な意見を反映する観点から、地方防災会議に積極的に女性委員を加えるべきである。

◆ 災害対策基本法の改正（平成24年6月）抜粋

第180回通常国会では、地域防災計画に多様な主体の参画による意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、充て職となっていた防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加する改正案が提出され、可決成立した。

（都道府県防災会議の組織）

第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

ハ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について（抜粋） 平成24年6月27日内閣府・消防庁（課長通知）

1. 地方防災会議及び災害対策本部の見直し

（3）都道府県防災会議の委員構成（法第15条第5項関係）

① 都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を新たに加えることにより、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとするものである。「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどのNPOや、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している。

② なお、防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進については、既に各都道府県防災主管部長宛に通知（平成24年5月8日付府政防第535号・消防災第181号）しているところであり、引き続き、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努められたい。

◆ 国際的な働きかけ ～第56回国連婦人の地位委員会[※]決議～

「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議」

東日本大震災から1年が経過し、震災経験や教訓を各国と共有するとともに、女性に配慮した災害への取り組みを促進することを目指し、我が国として初めて決議案を提出。コンセンサスで採択(2012年3月9日ニューヨーク)。

○概要

自然災害は人間の生命や災害後の生活条件に影響を与え、しばしば、女性、及び、子ども、高齢者、障害者を含む脆弱な人々に、より直接的な影響を与えること、また、社会的な絆に支えられた包摂型の社会造りが重要であることを認識し、各国や国際機関、NGO等に対し、様々な取組を求めた。

- ・防災、災害救援、復旧・復興の全ての段階(政策・計画・予算等)にジェンダーの視点を取り入れ、意思決定過程に女性の参画を確保する。
- ・災害後の対応において女性や子育て家庭、ひとり親家庭のニーズ、視点に配慮した支援を行う。
- ・女性に対する暴力の予防、被害者の保護に特別に配慮する。
- ・復興期において、女性の雇用への支援を行う。
- ・男女別・年齢別の統計を把握するとともに、災害救援の成功例や教訓を共有し、防災計画等に反映させる。
- ・市民社会、女性ボランティア等の役割を認識し、さらにこれを奨励する。
- ・各国や地方自治体、国連機関等における今後の防災に関する取組において、引き続きジェンダーの視点を取り入れる。

※国連婦人の地位委員会(CSW)とは

国連経済社会理事会の機能委員会のひとつ。45の委員国によって構成され、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関する課題をテーマとして毎年開催されている。日本は1958年からほぼ継続して委員国を務める。

◆ 男女共同参画の視点からの災害対応についてのホームページ

○男女共同参画の観点からの災害対応についてのホームページを開設し、男女共同参画の視点を踏まえた被災者に対する支援等について、様々な情報を提供。

<http://www.gender.go.jp/saigai.html>

男女共同参画関係
資料集

被災者支援関係

復興・生活再建
関係

東日本大震災に関する
リンク、相談窓口等

女性と防災

＜ホームページの主な掲載内容＞

- ・内閣府男女共同参画局の対応
 - ・女性の悩み・暴力相談
 - ・東日本大震災への女性のニーズに対応した支援について
 - ・東日本大震災の復興に当たって
 - ・女性の就労等支援情報
 - ・防災、被災者支援等に関するリンク等
- など

＜この件に関するお問い合わせ先＞

内閣府男女共同参画局総務課

TEL 03(3581)2549

政府からのお知らせ 平成23年(2011年)4月26日(火)発行 第7号

女性・子育て中の方へのお役立ち情報

避難生活などにより女性の被害が深刻化していることが分かります。

女性やお子さまに配慮した避難所運営のヒント

震災の影響でストレスが高まりやすい避難所の生活を、少しでも過ごしやすく、助け合いが生まれやすい環境にするために、女性や子育て中の方のニーズが可能な限り反映したり、施設運営に女性が生かされるなどの工夫をしている避難所があります。避難所の運営を担う方々にも、ご参考にしていただければと思います。

-----〈避難所レイアウトの配慮〉-----

- 隣近所や家族の「きつかけ」を取りましょう
プライバシーのために隣に寄りかかるとか有難いです。
しかし、隣近所や家族のきつかけは、自分から言いにくい場合が多いという声も聞かれます。
そこで、ある避難所では、毎晩の日に数や時間を決めて、みんな一斉に大掃除を呼びかけ、その機会に話をする工夫をしています。
- 見知らぬ人との関係だけが関係性を壊さないよう
避難スペースが狭い上に、みんなの生活が狭い中で、周りを気にせず、子育てができるようになります。お母さん同士の間で関係が壊れてしまうことがあります。
● 本音で話せる関係を築きましょう
ほっといなくなるなど、衛生面も改善されます。

-----〈女性ニーズの反映〉-----

- 女性の意見を聞き、日常生活のルールを
下記のように変更している避難所もあります。
→ 生活物資の入荷時刻、食事、洗濯、お風呂の順番。
→ 生活物資や女性用下着等の配布を不特定
の担当者、必ず女性が担当。
→ 妊婦専用スペース(トイレ)を
設けて、妊婦対応を進める。

女性警察官による避難所巡回相談

『女性やお子さまがいっしょの方々の不安にお応えします』

- 子どもの学校の行き帰りが心配… ● 女性用の下着をどこに干せばいいの？
- 避難所が夜、真っ暗になってしまうのが不安… ● お酒を飲んでいる人がいて怖い…
- プライバシーを確保してほしい…

女性警察官などが避難所を巡回し、こうした相談をお受けしています。
避難所がある地域の警察にはもちろん、全国の警察から、
100人を超える女性警察官などが、多くの避難所を巡回しています。
悩みや心配があれば、お気軽にご相談ください。
女性や子育て中の方など、男性には相談しづらいことであっても、
お話をうかがいます。みなさまから寄せられた要望を、関係機関などに伝達し、
女性やお子さまに配慮した避難所運営がなされるための
お手伝いをさせていただきます。

※お問い合わせ先：警察官の相談窓口・警察総合窓口 (※9110)

ストレスの高まりに伴い、トラブルも生じやすくなります。

● 女性の悩み全般・虐待の女性相談窓口

【TEL】 019-606-1762 (毎日 9:00～16:00 休 日、夜 20:00まで)
【FAX】 022-211-2570 (平日 8:30～16:40) 【Eメール】 022-224-8702 (日・祝日以外 9:00～15:30)
【FAX】 024-522-1010 (毎日 9:00～21:00) (※) 022-224-8702 (日・祝日以外 9:00～15:30)
※なお、福島県では県庁内の避難所でも相談を受け付けています。(※) 024-522-1010 (毎日 9:00～17:15)

● 被害者からの暴力・DV相談ナビ 0570-0-55210 (24時間、自動音声)

※女性被害の被害者や関係する相談は警察までお問い合わせください。

● こどもの相談

チャイルドライン 0120-99-7777 ※18歳までの子ども専用電話で(月～土 16:00～21:00) (通話料無料)
児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000 ※18歳未満の児童相談専用ダイヤル

※相談時間は4月28日(木)限り予定です。

目の不自由な方がいらっしゃいましたら、奥の方が見えなくてもお伝えいただけますよう、お願いいたします。

＜壁新聞による広報＞